

## 第3回高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会 議事録

日時：令和4年3月22日（火）13:30～15:30

場所：高知城ホール 4F 多目的ホール

### ■事務局：

それでは、定刻になりましたので、ただ今より第3回目で最終となります、高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会を開催いたします。私は高知県危機管理部の江渕と申します。磯部委員長に議長をしていただくまで、司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、注意事項を申し上げます。本日もリモート併用で行います。音声のリモートで参加される方にも届きますよう、ご発言の際にはマイクをご使用いただきますようお願い申し上げます。

また、本日は公開で開催しておりますので、お知りおきを願ひいたします。

それでは始めます。次第の一枚目をめくっていただきまして、委員名簿をご覧ください。委員の皆様をご紹介させていただきます。まず、高知工科大学、磯部学長様。

### ■磯部委員長：

磯部でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

### ■事務局：

委員長になっていただいております。

そして、東京大学、内藤名誉教授様。

### ■内藤委員：

内藤です。よろしく願ひいたします。

### ■事務局：

東北大学、今村教授様。リモートで出席でございますけれども、先日の宮城県などでの地震への対応のため、15分ほど出席が遅れるとご連絡いただいております。

続きまして、高知大学、原教授様。リモートで出席でございます。

### ■原委員：

原でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局：

都市再生機構西日本支社、田中支社長様。

■田中委員：

田中でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局：

高知市、岡崎市長様。

■岡崎委員：

よろしくお願いいたします。

■事務局：

安芸市、横山市長様。本日は欠席でございます。  
宿毛市、中平市長様。リモートで出席でございます。

■中平委員：

中平でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局：

中土佐町、池田町長様。

■池田委員：

池田です。よろしくお願いいたします。

■事務局：

黒潮町、松本町長様。

■松本委員：

松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局：

以上、10名の委員の皆様でございます。委員の皆様、よろしくお願いいたします。  
それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。配付資料の上から、次第等を綴じた

もの。それから、資料1、検討会意見等の回答。資料2、高知県事前復興まちづくり計画策定指針の構成。資料3、市町村における事前復興まちづくり計画策定の進め方でございます。

なお、委員の皆様方には資料4、高知県事前復興まちづくり計画策定指針（案）を配付しております。お手元で資料が不足している方がいらっしゃいましたら、事務局にお声かけください。

それでは、ここからの進行を、磯部委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

■磯部委員長：

それでは早速、これから議事に入ります。本日の議事、3つありますけれども、そのうちの議事1、第2回検討委員会における委員等の意見に対する回答。それから議事2、市町村における事前復興まちづくり計画策定の進め方。この2つは関連しますので、事務局から一括して説明をお願いします。

■事務局：

南海トラフ地震対策課の秋元です。よろしくお願いたします。それでは座って説明させていただきます。

議事1 第2回検討会における委員等の意見に対する回答（資料1）

まず、資料1をお願いいたします。前回の第2回検討会におきまして委員の皆様からいただきました意見、それからその後、沿岸の市町村様からいただいたご意見に対する回答になっております。

1ページ目をお願いいたします。表の左から、意見項目、委員等、意見の内容、回答となっております。なお、この回答につきましては、後ほど説明いたします、主に資料3のほうで回答に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、左の意見項目についてご紹介いたします。①基礎情報の蓄積と活用につきまして、内藤委員からご意見をいただいております。②幅広い検討メンバーにつきまして、今村委員、原委員、高知高専の北山准教授から意見をいただいております。③計画の合意形成につきまして、横山委員、松本委員からいただいております。

④市町村における計画づくりの体制につきまして、田中委員からいただいております。⑤一次産業（漁業・農業）の職住が近接した生活の維持について、池田委員からいただいております。⑥応急仮設住宅、復興住宅の用地調整・確保について、横山委員からいただいております。

次のページをお願いいたします。

⑦市町村における指針の活用につきまして、原委員、北山准教授から。⑧高知県における事前・事後の復興計画フローについて、北山准教授から。⑨歴史文化を継承する基本的な考え方につきまして、今村委員と北山准教授からいただいております。

次のページをお願いします。

⑩復興まちづくりと埋蔵文化財について、内藤委員からいただいています。⑪復興住宅における高齢者対策介護サービス等の仕組みづくりについて、岡崎委員、池田委員、磯部委員長、それから、高知県障害者（児）福祉連合会の武田会長様からいただいています。⑫人口減少が顕著な事例（女川町等）の掘り下げについて、原委員、内藤委員からいただいています。

次のページをお願いします。

⑬農地の復興（スピードアップの工夫等）について、原委員からいただいています。⑭建築制限の課題につきまして、内藤委員からいただいております。⑮海岸堤防の整備効果を考慮した津波浸水想定について、磯部委員長からいただいています。⑯5つの基本理念の関係性について、北山准教授からいただいております。

ここまではすべて、資料3の説明で回答に代えさせていただきたいと考えております。

続きまして、⑰防潮堤を整備しなかった事例の掘り下げについて、原委員から、⑱防災集団移転事業の課題について、岡崎委員からいただいております。こちらにつきましては、後ほど、資料4のほうで説明させていただきます。

最後の⑲レッド・オレンジゾーンの指定につきまして、磯部委員長から、ご意見の内容は、浸水想定区域においても、レッド・オレンジゾーンをどう指定していくのかが問題になる。流速があまり早くなければ、鉄筋コンクリート3階建てなら倒壊事例はない。高層建築物を活用することの可能性はあるとのご意見をいただいております。これにつきましては、次のページで、県の取組について報告させていただきます。

津波災害警戒区域等の指定についてということで、上の枠、令和2年度（昨年度）の取組として、指定基準の策定を行いました。県民が安心して暮らすことができる地域づくりを進めるとともに、津波から命を守るために重要となります、早期避難意識の向上につなげることを目的とし、津波災害警戒区域等の指定基準を昨年度、策定いたしました。

右の黄色の着色のところがイエローゾーン（津波災害警戒区域）で、避難警戒体制の整備となります。指定基準は、最大クラスの津波の浸水想定と同じエリアとなります。イメージは左のほうに図で示しております。

その下のオレンジの着色がオレンジゾーン（津波災害特別警戒区域）で、こちらは一定の開発行為や建築の制限がかかります。こちらの指定基準は、基準水位2.0メートル以上、または、浸水深30センチメートル以上の津波が30分以内に襲来するエリアとさせていただきます。

その下、今年度（令和3年度）の取組です。この指定基準につきまして、沿岸の19市町村さんと話し合いを進めてまいりました。その結果、イエローゾーンは今年度末に沿岸19市町村が足並みをそろえて指定することとしております。

一方で、オレンジゾーンにつきましては、一定の開発行為や建築物に制限がかかり、地域のまちづくりにも影響が大きいことから、市町村の要請に応じて個別に指定する方針とし

ておりまして、現在のところ、指定する意向はございません。

次のページをお願いします。

こちらは、市町村からいただいた意見に対する回答となっております。同様に左の意見項目を紹介します。①事前復興まちづくりの前提となる津波対策の考え方、室戸市さんからご意見をいただいています。②対象とする地震津波の考え方も室戸市さんからです。③事前復興まちづくり計画の進め方につきまして、南国市さん、香南市さんから。

次のページをお願いします。

④住民との合意形成につきまして、田野町さんから。

次のページをお願いします。

⑤コミュニティの分断、田野町さんから。ここまでは、この次で説明いたします資料3で回答に代えさせていただきますと思います。

⑥市町村の取組への支援について、田野町さんからいただいております。意見を紹介しますと、防災は課題が多く、自治体はその対応に終始追われている。防災専門職員を配置したり、防災担当職員を増員するなど、体制も一緒に考えていただければというご意見をいただきました。

このご意見に対する回答ですけれども、まず、技術的支援につきましては、地区の検討会に県職員が参画するなど、必要な支援を行っていきたいと考えております。財政的支援につきましては、計画策定に必要な費用の支援について行うこととしておりまして、詳細については現在検討中となっております。

次の⑦墓地の移転について、中土佐町さんからご意見をいただいております。墓地の整理や移転等を行い、高台造成を実施した事例などあればということで、右の回答欄に、「都市再開発における墓地移転等に関するマニュアル（国土交通省）」などが参考になるかというふうに考えております。

以上が資料1の説明になります。

#### 高知県事前復興まちづくり計画策定指針の構成（資料2）

続きまして、資料2をお願いします。縦長のA4、一枚になります。こちらが指針の全体の構成（案）となっております。上から、昨年2月20日に開催いたしました第1回検討会におきまして、事前に復興まちづくり計画を策定する必要性や基本理念につきまして、ご議論いただきました。

昨年11月9日の第2回検討会におきましては、東日本大震災の復興から学ぶということで、教訓を基に、4項目の高知県における事前復興まちづくり計画の考え方につきまして、ご意見をいただいたところでございます。

本日は5. 市町村における事前復興まちづくり計画策定の進め方につきまして、この後、説明させていただきます。

#### 市町村における事前復興まちづくり計画策定の進め方（資料3）

それでは、資料3をお願いいたします。1ページ目をご覧くださいと思います。市町

村のほうからご意見がありまして、今回取り組んでいることの位置付けについて、どうなんだというご指摘を受けております。

フローで少しお示ししておりますが、フローの上段、上位計画としまして市町村総合計画、国土強靱化地域計画があらうかと思っております。その下に、防災・まちづくりに関連する各種計画があらうかと思っております。

こういった中で、発災しますと、左の青枠にありますように、まず、大規模災害からの復興に関する法律が適用されます。そして、第8条の方で、国が復興基本方針を定めます。これに則して、第9条で県の方で復興方針を定めます。そうした形で、第10条で市町村が復興計画を定める。この復興計画の中身が2つありまして、市町村全域の復興基本方針、被災地区ごとの復興まちづくり計画となります。これを今回の取組で、事前につくっておこうということで、右の赤枠でお示ししております。

次のページをお願いいたします。

こちら、先ほどの法律の抜粋が左側です。右側は、被災地の事例としまして、岩手県宮古市と宮城県東松島市を挙げています。復興基本方針を定めた上で、被災地区の復興まちづくり計画を定めるという流れになっております。

次のページをお願いいたします。

まず、今回の取組のイメージでございます。左上、取組の目標としてその下に、日常生活として、暮らし、仕事、それらによって育んできた歴史・文化がある一方で、少子高齢化などの課題が現在あると。そういう中で、この指針では、5つの基本理念で取組を進めていくことにしております。

真ん中ほど、発災しますと、赤線ですべて書いてますように、下に落ちていきまして、避難生活が始まります。避難生活の右に行きますと、多くの方々は住む場所や働く場所を失うこととなります。そうなりますと、住む場所や働く場所を求めて、地区の外に定住してしまうといったことで、東日本のほうでも、そういった地域の衰退が起きているということもお伺いしております。

そうならないように、真ん中、図の上のほうに赤枠で示してありますが、「応急期から復興期へ 暮らしとなりわいをつなぐ（タイムラインの構築）」ということで、緑の点線で囲ってありますが、仮設住宅、仮設店舗など、住まいや働く場所をつないでいって、日常生活につなげていく。さらには、より良い復興ということで、慣れ親しんだ地域に住み続けることを目標としております。

その下、段階的な取組としまして、STEP1、STEP2、STEP3を示しています。まず、STEP1、行政内部の検討ということで、発災後に速やかに住民に示す「復興まちづくり計画（たたき台）」を事前に作っておく。

さらにSTEP2で、住民参加型（地域住民等の参画）ということで、地域住民の合意形成が図られた「事前復興まちづくり計画」の策定に取り組む。そうした中で、住民との合意形成が図る中で、地域が事前に移転したいというふうな気運が高まりましたら、STEP3（事前移

転への着手)に行きまして、住宅等についても適地があれば事前の高台移転の検討もあるのかなと思っております。

これによりまして、下に示しておりますように、20%、30%、40%の復興期間の短縮が図られるものと考えております。

次のページをお願いします。

これからがスケジュールになります。ちょっと重複しますが、左上、令和3年度（現在）の指針の策定をしております。来年度から沿岸の19市町村で足並みをそろえて取り組んでいただきたいと考えております。

STEP1 行政内部の検討としまして、2つございます。①復興基本方針（案）の作成、②地区の事前復興まちづくり計画（たたき台）の作成です。①につきましては、復興組織や復興方針、復興業務手順書になりますが、関係機関が調整する中で作られていくのかなと考えます。②は、検討委員会を立ち上げた上で、行政と各分野の学識者を含めて作っていくのかなと考えます。

さらにSTEP2 地域住民等の参画ということで、できれば県として目標を令和9年度としております。ただ、先行して取り組まれる地区もございますので、前倒しして取り組んでいただくことも考えております。

STEP2は①多様なメンバーによる検討会、②住民との合意形成です。住民が入った中で計画を進めていくということで、合意形成を図るとされています。

こういった住民との関わりの中で、地域が事前に移転をしたいという気運が高まれば、STEP3 事前移転への着手ということで、①災害対策の拠点となる施設につきましては、事前移転が必要かなと思いますけども、住宅等につきましては、そういった気運の高まりや、適地があることなどに応じて検討が必要と考えております。

それでは次のページをお願いします。ここからがSTEP1で、①、②がございます。

次のページをお願いします。6ページです。こちらが全体像になっております。復興組織、復興方針、復興業務手順書の関係のイメージをつけております。黒の破線で3つ、上から「復興組織」「復興方針」「復興業務手順書」となっております。復興組織につきましては、高知県復興本部と連携した形で、市町村復興本部がつくられて、庁内組織で組織されると。

この色分けにつきましては、基本理念ごとに分野を県のほうで整理して示しております。

各種分野（の基本理念）につきましては、復興方針、復興業務手順書を作成していくこととなります。

次のページをお願いします。7ページです。順番に、まずは復興組織になります。左枠に高知県の復興体制の全体像（イメージ）をおつけております。東日本大震災でも、発災後1カ月で復興本部が立ち上がっておりますので、災対本部から復興本部に、徐々に切り替わっていくのかなと思っています。

復興本部の中に各担当班の事務局があつて、復興業務を管理する復興推進会議。それと、被災地と直接連携します県・市町村復興会議（仮称）。こういった体制で復興に取り組んで

いくのかなと考えております。

次のページをお願いします。8ページです。こちらが、復興方針になります。左に、同じように高知県復興方針のイメージをおつけしてあります。5つの基本理念ごとに、多種多様に渡ります復興業務を分野としてくくって整理したものになっております。

次のページをお願いします。こちらが復興業務手順書になります。参考に、高知県の住宅分野の（手順書の）イメージをおつけしております。左がフロー図になってまして、発災から恒久的な住宅を確保するまでにどのような業務が必要で、どの時点からいつまでにやらないといけないかといったフローを示しています。

その上で、右にタイムラインがありますけれども、もう少し細かく時間軸を持って各種復興業務を事前に整理しておくことが重要かなと考えております。

それでは、次のページをお願いします。こちらが計画の対象区域のイメージです。対象区域につきましては、市町村の地域づくりにも影響がありますので、市町村全域を対象とすることを基本としております。

次のページをお願いいたします。ここから、②地区の事前復興まちづくり計画（たたき台）の作成になります。左中ほどにフロー図をおつけしております。現在、県のほうで50地区ぐらいを想定しております。その中で順番に現状を整理した上で、地区の課題分析をして、あと、地形等によるパターンとして、右に表を付けております。前回、リアス式海岸地形から平野部といったことで、パターン1から4までお示したと思います。今回、パターン0と一番上に示しておりますが、すべての地形に共通する復興の方法としまして、日常生活やなりわいへの影響があるということで、避難対策により命を守ることを前提としまして、津波が引いた後にそのまちでもう一度再建する。こういった地域もあるのではないかということで、パターン0をお示しております。

フローに戻っていただきまして、可住地を検討し、土地利用の検討ということで、現位置での復旧なのか、高台移転なのか。それから、現位置で嵩上した面整備か。あと、拠点整備かといったことでお示しております。

黒い破線は、今、県の都市計画課の方で取り組んでおります、高知県震災復興都市計画指針、各復興業務を導入するに当たっての法手続き、導入手続きの訓練を行っているところでございます。

次のページをお願いします。フローの順に、まず現状整理です。左に、各地区のさまざまな情報、データが既にあると思います。こういった情報を、右下に東日本大震災の教訓としておりますけれども、紙媒体で蓄積されたデータは津波で流失したりしています。それから、GISの整備ができてないと、なかなか見える化が困難であると。それから、データのフォーマットが異なって互換性がなかった。あと、データ更新が遅れていて、最新のデータが反映できなかったといった教訓を受けまして、こういったことに対して事前に対応しておくことも重要ではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。このような情報を基に課題分析ということで、左の表の

ように、各地区の概況を整理した上で、5つの基本理念ごとに課題を参考におつけしています。例えば、「命を守る」でしたら、河川・海岸堤防の整備状況であるとか、周辺の高台の状況。「生活」でしたら仮設住宅と復興住宅の用地の調整。「なりわい」でしたら、中心市街地の衰退といった様々な課題を、図面に落とすことによって可視化ができるのではないかと考えております。

次のページをお願いします。さらには、左の真ん中の青枠のように、GISが整備されていれば、右のように、仮設住宅や土地利用、浸水区域、こういった各種レイヤーの重ね合わせができます。そうしたことで、(被災想定から)各種対策の必要面積を算定できたり、あと、応急期と復興期の用地の調整ができたり。あと、地区の課題解決やゾーニングの検討ができるということで、効果的であると考えてます。

右のほうに、東日本大震災の事例をおつけしていますが、東北では、国が直轄によってこういった調査まで行ってきております。ただ、南海トラフ地震は、非常に広域な範囲で発災しますので、国からこのような手厚い支援がないことも想定されますので、事前の取組が非常に重要になってくるのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。課題分析としていくつか紹介しております。こちら、左に室戸市さんの人口の推計で、上のグラフの青い線が社会人口問題研究所、公的な機関の人口推計になっています。今、全国でも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によって、各市町村さんの方で、人口減少を食い止める様々な施策をやっております。室戸市さんでは、緑の線の人口ビジョンを達成するための推計となっております。

下の方は実績、地区ごとの人口減少率をお示ししております。

一方で右は、女川町の事例です。右下のように、同じ一つのまちでも、中心部と離半島部では差が出てくる。こういった地域特性にも配慮する必要があるのかなと考えております。

次のページをお願いします。16ページです。基幹産業への影響ということで、こちらも水産業、製造業を基幹(産業)とする室戸市さんの状況を示しております。課題として、働き世代の減少、産業復興の担い手の減少などが課題になっています。

右の方、同じように震災直後、働き世代、担い手世代が減少しております。現在、若干戻ってきておりますけど、まだまだ課題として認識されております。

次のページをお願いいたします。ここから土地利用になります。右に事例を示していますが、浸水深が2.0メートル以下であれば、建物が全壊する割合が大きく低下するというので、例えば、岩手県などでは浸水深2.0メートル以下を居住地として土地利用しています。

ただ、左の方、高知県ですけど、左下にありますように、高知県内、非常に津波浸水深が大きくて、2.0メートル以上というのが大半を占めております。非常に土地利用も困難になると想定されますが、津波浸水を回避する案、低減する案といった、多面的な検討を進めていくことが求められると思っております。

また、現在、整備を進めております「堤防の粘り強い化」について、現在は技術的に明らかになっておりませんが、国に対しまして来年から政策提言をしていくことを考えて

おります。こういった整備効果を反映した津波浸水想定区域の設定、こういったことも今後、検討ができるようになればと考えております。

次のページをお願いします。次は農地の関係になります。本県は森林県でありまして、沿岸 19 市町村も、中央に円グラフにしていますが、80%が森林及び原野になっております。

東北の方も右に示してありますが、岩手県、宮城県とも、高知県ほどではないですけれども、77%、58%となっております。特に岩手県などは、農地が減少して宅地が増えているということで、農地を宅地として活用した事例で、こうした事例などが土地利用の検討の際、参考にできるのかなと思っております。

次のページをお願いいたします。ここからは、より良い復興ということで整理しております。大きな円を2つ描いてありますが、左の円が「(住み続けられるまちづくりに向けた)多様な意見の反映」、右の円が「(沿岸地域の特徴的な)なりわいの早期復興」としております。

それでは、次のページからご説明いたします。20 ページになります。右の方に東日本大震災の教訓を示しております。左は指針という位置付けになります。まず、上の住民生活の視点ですが、教訓としまして、避難所から仮設住宅、復興住宅へ住まいが移る過程で、コミュニティが分断したり、さらには新たなコミュニティが発生したりといったことがあります。

左の方に行きまして、住民同士による支え合いを実現するために、多様な世代が居住する方針としまして、例えば災害公営住宅への生活支援施設の併設、抽選などによる入居方法等の工夫などの検討を示しています。

さらに生活ということで、歩いて(行ける距離に)買い物をする(場所がある)、子どもが(歩いて)学校に通うといった、日常的な生活の視点も必要と考えております。

その下の、高齢者や障がい者への配慮です。右の教訓で、自力で住宅確保が難しい被災者、高齢者が多くなります。それで、災害公営住宅には高齢者が多く住まわれることになります。

左に行きまして、要配慮者は、災害発生によって生活は二重三重の困難になります。例えば、災害公営住宅等のハード整備に加えまして、持続可能な支援の仕組みづくり。それから、個別支援や地域支援の仕組み(づくり)。

障がいのある方につきましては、事業所ですね。事業所が早期に復旧することが、家族が自力再建を早めることにつながりますので、非常に重要な視点と言われております。

一番下が、子育て世代・子どもたちの視点でございます。右手、大船渡市では、産婦人科が一つしかなくて、子育て環境や(子どもの成育環境として求められる)社会資源が厳しい状況であったとお聞きしております。

指針の方では、子育て世代の参画による生活環境整備の取組や地域の担い手になります子どもたちの視点を活かすことも重要と考えております。

次のページをお願いいたします。最後に視点になりますが、歴史や文化を継承する視点でございます。高知県沿岸の歴史・文化を象徴する風景は、生活やなりわいと密接に関連

しておりまして、観光資源としても活用されてきております。

このような文化財につきましては、国から3つの視点が示されております。継承すべき歴史・文化遺産文化財の事前移転による保存・保全。それから、被災した場合の再生・活用の手法について検討を進める必要があります。

また、広域で開催されております祭事や街道等で連続する歴史文化遺産などにつきましては、地区や行政界を超えた連携も必要になってまいります。下の方に、国が示す3つの視点の代表的な風景を紹介しております。

次のページをお願いいたします。このような文化財の保存・保全につきましては、事前に文化財所管課と協議するなど、存在の有無、保存の方法等について検討することが重要になります。参考に、高知県文化財地図情報システムがありますので、こういったものも活用していただきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。ここからは、沿岸地域の特徴的ななりわいの早期復興に向けた取組になります。まず、上が漁業の早期復興に向けた取組です。早期の漁業復興と漁業集落の持続性を確保するためには、やはり、担い手確保に取り組む必要があります。移住促進住宅整備等の取組や複数の小規模集落の集約化も視野に入れつつ、既存コミュニティの再建も踏まえて検討することが必要なと考えております。

その下は、室戸市の三津大敷組合を紹介しております。現在、28名の漁師さんがおられまして、もともとは地元出身者でしたけれども、今は半数が県外者ということで、県外者を受け入れて漁業に取り組んでおられるという事例でございます。

一番下が、農業の早期復興に向けた取組です。右にありますように、東日本大震災では、除塩に約3年とか、長期間かかっております。

左、除塩対策などは県のマニュアルなども作っておりますので、活用していただきたいということと、あと、燃料タンクが流出した場合には、火災被害や土壌汚染になりますので、流出防止装置付きの農業燃料タンクを整備していただきたいと考えております。

スマート農業の関係では、担い手が減少する中でも生産性を維持・向上するために、次世代型施設園芸等も重要な視点ではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。24ページです。上から商業の早期復興に向けた取組です。現在の応急期機能配置計画では、仮設店舗等の用地といった観点が入っておりません。限られた土地を有効に活用するためには、最低限必要となる店舗や生活サービスの拠点となる銀行、交番等の仮設施設の検討と用地の確保が重要になると考えております。

その下、観光業の早期復興に向けた取組です。右に東日本大震災の教訓として、宿泊施設が不足しますと、復興活動時間も不足しますし、作業効率も低下します。ひいては、地域の経済活性化への妨げにもなるということで、左に戻っていただきまして、観光資源の早期復興に向けましては、交通アクセスや公共交通も含めて、それから、宿泊地の確保についても事前に検討することが重要となります。

その下は、各種産業の事前の取組で、道路や河川といった社会資本の早期復旧や各種な

りわいの早期復興のためには、建設事業者を含む各種産業におきまして、業務継続計画（BCP）を策定の上、訓練等によって実効性を高めておくことが必要と考えます。

最後、行政界や地区界を超えた連携ということで、境界を跨いで施設等を共有したり、街道沿いの風景や空間の連続性を確保したり、あと、公共交通などを確保するといった視点も重要ではないかと考えます。

次のページをお願いします。こちらは事例を紹介しています。左上は気仙沼の酒蔵（歴史的建造物）の曳家で保存した事例です。右上は七ヶ浜で、土地の記憶の継承の考え方の事例です。右下が、貞山堀（歴史・文化遺産）の広域的な活用の事例となっています。

次のページをお願いします。こちらは漁業を早期復興した事例です。漁業復興は、まずは、冷凍・冷蔵庫の再建が不可欠ですので、基金を活用しまして、人口減少が進行する中で、震災前の水揚高を上回るまでに回復した事例となっております。

その下、農業の事例です。除塩の仕組みであるとか、耐塩性作物への転作。それから、先端技術展開事業といった取組の事例を紹介しております。

次のページをお願いいたします。こちらは、商業、観光の関係です。南三陸さんさん商店街やトレーラーハウスを活用した宿泊施設などの取組を紹介させていただきました。

それでは、次のページをお願いいたします。たたき台のイメージをお示ししています。左上、まず、各地区の現状と課題を整理した上で、パターン3をイメージいたしました。右上に可住地の検討ということで、海岸堤防等の整備方針、それに伴う津波浸水想定、可住地の活用方針の検討。その上で、土地利用の検討になりまして、住宅地・市街地をどうするのか、産業用地をどうするかといったこととなります。

その下に2つ、たたき台のイメージを示しております。左下、たたき台①として、現位置での復興です。海と暮らす持続可能なまちづくりということで、右下にメリット、デメリットを記載しております。メリットとしては、やはり、復興期間が短縮されます。職住が近接しまして、これまでどおりの暮らしが再現できると。一方で、デメリットとしましては、将来にわたって津波リスクが残存することとなります。

右のたたき台②、こちら、大規模な造成を行いまして、移転・嵩上げによる復興ということで、右下にメリット、デメリットを記載しております。メリットは、将来に渡って安全なまちづくりができるということです。デメリットは、復興期間が長期に渡りますので、その間に地区外へ人口が流出されることが懸念されます。あと、職住も分離しまして、これまでの生活、暮らしが変わってくると言われております。

次のページ、2ページに渡ります。右左でご覧いただきたいですが、左がタイムラインで、右にイメージの絵をつけております。右側の絵のほうで説明させていただきます。左上の現況、浸水被害がありまして、集中復興期の初期段階ですけども、一線堤（堤防）・二線堤（道路等）の嵩上げを整備すると同時に、左下、漁業の再生ということで、漁港施設の早期の復旧に入っていきます。

一方で、住まいの方は、避難所から仮設住宅に移っていくと。生活は仮設店舗などにつ

ないでいくというイメージにしております。徐々に、復興後期があって復興完了ということで、比較的短い期間で復興が終えられるのかなと考えております。

次のページはまた、31、32ページと見開きになります。こちらは、大規模な造成を伴いますので、8年ほどかかるのではないかと考えております。こちらも同様に、絵の方で説明させていただきます。現況の被害想定がある中で、真ん中上のほうの集中復興期間（初期）ですけれども、線の順番は同様で、まずは堤防の一線堤、道路等の二線堤の整備です。並行して漁港施設を早期に復旧する。

併せて、山の造成や平地の嵩上げに入ってきますので、こういった大規模な工事の中で、※印を付けていますが、仮設店舗、仮設住宅。住むところをどうするかが課題になってこようかと思えます。

真ん中あたりに赤枠で示してはいますが、住むところ、働く場所はなかなか、地域で構えられないと地区の外に出ていってしまいますので、地区内で生活できるような住宅や仕事の確保をする仕組みづくり。こういったことの検討も併せて行うことが必要ではないかと考えております。

それでは33ページをお願いいたします。こちらは、東日本大震災で活用されました震災復興特区のご紹介です。土地利用するにあたりまして、いくつか規制緩和されておりますので、3点ほど紹介しております。左が農地法です。基本的に優良農地というのは、転用が許可になりませんが、こちらは許可になったというふうな規制緩和が行われております。

真ん中が建築基準法です。応急仮設建築物の存続期間は最長2年3カ月になってはいますが、これも延長された規制緩和が行われております。

右端が都市公園です。都市公園も占用物件というのは、限定列挙されてはいますが、これもそれ以外の物件が許可になったというような規制緩和が行われています。

こういったことも念頭におきながら、土地利用のほうを検討する場だと考えております。

それでは続いて、STEP2になります。34ページです。STEP2は、地区住民等の参画になります。

次のページをお願いいたします。35ページです。右に岩手県の事例を示しております。宮古市では、被災規模が大きい1,000戸以上の場合は検討会を立ち上げて、4回程度実施して、計画を作っています。一方で、被災が小さかった場合は、市が案を提示（2回程度）して計画を作っていると。

こういった事例を受けまして、真ん中ほどに高知県のケースを示しています。被災規模が大きかった場合は赤枠の検討会を立ち上げた上で、さらには意見交換会、ワークショップということで、住民の意見も吸い上げながら計画が作られていくことにしています。右の青い枠、被災規模が小さければ、住民意見交換会等を重ねる中で計画を作っていくことになるのかなと思えます。

次のページをお願いします。こちらが、多様なメンバーによる検討会として紹介させていただきます。例えば、上から地区のまとめ役であります町内会長や自主防の会長さん、農林水産省、なりわいの代表の方。障がい者団体等の代表の方、女性代表、青年代表、学識経験者、アドバイザー、行政職員といった方々が考えられます。

次のページをお願いいたします。検討会の進め方でございます。左にフローを記載していますが、まず、住民全体説明会ということで、取組の必要性や進め方をご理解いただいた上で、検討会を立ち上げて、段階的に土地利用や復興業務等々を議論した上で計画を作っていくと。

その左に縦で記載してありますが、住民参加のワークショップ等を活用しながら、住民の意見を取り入れながら、合意形成を図っていくというイメージをしております。

一方で、右の方はワークショップ等ということで、住民の集まりのワークショップ、アンケート調査、学校などの参画で住民の意見を取り入れることを考えております。

次のページをお願いします。こちらは宮古市の事例です。検討会を4回やって計画を作っております。その都度、地域にはまちづくりだよりということで報告した上で、意見なども募集しながら合意形成を図ってきております。

次のページをお願いいたします。こちらは、宮城県岩沼市の事例で、合意形成が非常にうまくいった事例として挙げてます。もともと6つの集落を一つにまとめた事例です。左上にありますように、まちづくり検討委員会、26名で構成して、28回開催してきております。メンバーは、6地区の町内会長や女性代表、青年代表。それから、移転先の住民も入ってます。それから、学識経験者、アドバイザーなどです。

その後、まちづくりアンケート調査やワークショップ、子どもたちの参画といったことで合意形成に取り組んだ事例でございます。

次のページをお願いします。こちらは事前の取組事例ということで、まず、和歌山県美浜町です。右上のように、事前の復興計画図を作る中で、左下の方に、応急仮設候補地（案）との調整を図った事例として紹介させていただきました。

次のページをお願いいたします。こちら事前の取組でございます。愛媛県宇和海沿岸の5市町（宇和島、八幡浜、西予、伊方、愛南）、愛媛大、東京大が連携した事例です。取り組みながら、試行的に住民ワークショップや子どもらも参画しながら、事前復興推進指針が作られております。

それでは最後のSTEP3です。41ページをお願いします。STEP3、事前移転への着手になります。

次のページをお願いいたします。43ページです。まず、①対象とする地震津波の考え方を示しております。左がSTEP1、STEP2ということで、この計画づくりにつきましては、L2津波を念頭において検討することが望ましいんですけども、実際の被害につきましては、L2を大きく下回る場合も想定されます。そうした場合には、復興事業が活用できないといったことにもなりますので、L1、L2、2つのケースを想定するなど、幅をもって複数

のたたき台を作成しておいて、実際の被災状況に応じた見直しが必要だろうと考えております。

それから、右の方は、事前移転への着手ということで、こちらはL2津波による浸水想定区域外に移転することを基本としております。

下のほうにイメージ図をつけてますけれども、災害対策の拠点になる施設や住宅等はL2の（津波浸水想定）区域外が望ましいと考えております。

それでは、次のページをお願いします。②災害対策の拠点となる施設等の事前移転です。災害対策の拠点となる施設につきましては、基本的には事前に移転しておくことが必要ではないかと考えております。中ほどに庁舎移転の取組例を記載しております。災対本部になります庁舎等につきましては、沿岸の19市町村の皆様、既に移転が済んでいたり移転中、計画中であったりということで対策、取組が進んでおります。

さらには、下に紹介しておりますが、中土佐町さんであれば、もともとあった小中学校の周りに保育所や消防署も移転しております。それから、宿毛市さんも、庁舎等に合わせ、保育園や警察署なども移転することになっております。それから、黒潮町さんも、庁舎とあと、町営住宅や警察署、分署や屯所も移転することになっております。

最後になりましたけど、③住宅等の事前移転ということで紹介します。②で住民等の合意形成を図る中で、地域が被災前に高台に移転したいといった気運が高まりましたら、さらに適地が確保できるという場合には、事前移転も検討になるのかなと考えておまして、3点ほど事例を挙げております。

1点目が、担い手世代等の受け皿として定住促進住宅等の整備に取り組むということで、右下に写真をつけてますが、安田町さん、中土佐町さんのほうでは既に取組が進められております。

2点目、大規模な公共事業との事前調整が可能な場合ということで、工事残土を活用した高台造成が可能な場合。3点目が、高台にたまたまと言いますか、平地が高台にあるような場合には、費用負担が少なくて移転できると。こういった場合を想定して、事前移転も可能かなと考えております。

長くなりましたけど、以上で説明を終わらせていただきます。

■磯部委員長：

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今ご説明いただきました議事1と2の内容について、ご発言をお願いいたします。先ほどから今村先生にもご参加いただいております。どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問がございましたらよろしく願いいたします。

■岡崎委員：

口火を切らせていただきたいと思います。

市町村の実情は、市町村それぞれの土地の形状、また、まちがどの程度のレベルの高さに位置しているかとか、それぞれ事情が異なりますので、首長さんからそれぞれご発言があると思います。

高知市について少しお話したいと思います。その前に一つ質問があります。資料3の2ページで、東松島市の事例が出ています。東松島市の事例を見ると、3.11があつてすぐに計画が出てきているという時間軸になると思うのですが、東松島市は、3.11の前に作っていたという理解でよろしいんですかね。

■事務局：

いえ。今回、被災市町にアンケート調査も行いましたけど、事前に作っていたところはなかったです。発災後に作ったという感じです。

■岡崎委員：

東北の震災、3.11の中でも東松島市はかなり独自の施策を取ったところで、例えば、いろいろな災害廃棄物の処理に当たっても、東松島市は、地震があつた瞬間に職を失う方々がすごくいるので、その職を失った住民の方々を動員して、独自でやつたと聞いているので、かなり独自の政策をしたということで注目されたところでもありますので、ちょっとお伺いしました。

本題に入ります。高知市の場合は、県が作っております地震・津波の被害想定を、いつも使っておりますけれども、ご承知のとおり、堤防関係が機能しない場合のL2想定ということになっていますし、2メートル程度地盤沈降するという想定のもとで作られています。

L2の浸水エリア、例えば、潮江などは4メートルの浸水深があるので、このエリアから外へ行くと言ったら、住むところがないんですよ、現実問題として。

ということで、先ほどのパターンで言うと、パターンゼロの現位置でのまちの復興というのが現実的で、高台移転しても用地がなく、周辺の山を全部削り取らないといけないので、ちょっと環境的にも難しいと思っています。

それで、前回の議事録にもちょっと出ていますがけれども、実情からいくと、ここまでひどくならないだろうと想定しているんですが、海岸線は国交省の直轄事業で、耐震補強の堤防工事、かなり粘り強い堤防化が実施されましたし、浦戸湾の中も今、県のほうが精力的に耐震工事を、耐震の堤防工事をやっていただいておりますので、それらを踏まえてシミュレーションをもう少し科学的にやると、これほどひどくならないだろうと思っています。そういうデータがまだないので、三重防護はあと10年ぐらいかかるんですけど、三重防護が仕上がってくると、これだけ減災されるだろうというのを、科学的に一回出していただいたら、じゃあ、このエリアを集中的にやろうかという絞り込みができます。前回にも、そういう発言があつていますので、そこは、どのタイミングでやるかということもありますけど、今後また、お願いしたいと思っております。

あと、やっぱり我々のところは人口も多いですし、復興のスピードが一番問われると思っています。東日本大震災でも6～7年、場合によったら8年くらいかかっています。陸前高田あたりが、自分が見た中では一番やられていて、よく言われるように、住民がなかなか帰ってきてくれないというのは、多分、今の悩みだと思います。

そういう意味で、やっぱりスピード感が要るので、例えば、資料の中でも、我々もちょっと迷うところなんですけど、仮設住宅に一回入って、仮設住宅で3年過ごして公営住宅の恒久的な災害復旧住宅に入ってもらえるのか。このロスはちょっと迷うところで、もうそのまま、例えば、恒久的な災害公営住宅の建築をにらんだほうがいいじゃないのかということも、ちょっと考えております。

そうした場合に、一定、こういう災害公営住宅の場合は、標準設計ができると思います、高知などの場合は。大体4階建てが多いんですけど、高齢化を考えると4階建ては向かないので、例えば3階建てあたりで、多分高齢者が入るので、2DK、2LDKぐらいでいいのではないかと考えると、標準設計は可能だと思います。また、県、市のパートナーシップ等で、そのあたりも議論させていただきたいと思って、このへんは非常に迷う部分があって、そういう意見を申し上げておきたいと思います。以上です。

■磯部委員長：

ただ今のご意見に関して、県のほうから準備されているお答え、できることがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。17ページあたりで粘り強い堤防に関することや、いくつか。まだ決まっていないにしても、こういう方向で考えたいというご意見をお持ちだと思います。

■事務局：

前回、委員長からのご指摘を受けまして、その後、県の方でせっかく多額の費用を投じてできた海岸堤防、河川堤防の整備効果について評価していただく必要があるのではないかとということで、庁内でも議論した結果、来年度から国のほうに政策提言をしていくということで、前回、委員長からいただいた資料でも、「倒壊しても残存して、堤防がなくなるわけではないので、一定の効果がある」ということもお示しいただいております。そういったものも含めまして、国の方に来年度からしっかり要望していきたいと考えております。

■磯部委員長：

今の粘り強い堤防、粘り強い化については、通常の外力を想定した設計、外力が来たときは、当然持つわけですけど、それを越えたものが来たときにも、ある程度粘り強く機能するようにということで、具体的には海岸堤防は、土堤であればコンクリート三面張りなんだけど、裏法も厚くしますとか、洗掘防止をしますとか、あるいは、杭式に、別の形式で杭式にしますとか、いろいろな粘り強い化を考えてきて、実際に施工、設計施工までやってるわけ

です。

ただ、今は技術レベルとして、じゃあどこまで持つかということについては、技術的な結論がまだ出ていないので、それを粘り強い化してるわけですから、相当期待できる部分もあるはずなので、それをどこまで期待できるかということは、技術の問題としてはっきりし、それで補強された分については、そこを利用しながら復興を考えていくべきではないかということでもあります。

この点について、今日、専門家の委員の先生方がいらっしやると思いますので、もしご意見があれば、ぜひ承りたいと思います。いかがでしょうか。

■今村委員：

今の粘り強い防潮堤の件、ご意見とご質問もいただきまして、ありがとうございます。今、磯部委員長がおっしゃったとおりの技術的な課題がございます。なお、津波防災まちづくり法においては、避難計画を立てるということで、できるだけ最悪なシナリオを設定してございます。そのために、越流した場合は、ほんとに最悪の状況を踏まえてこの堤防等を期待しないということもございます。なお一方、その防災対策や減災の効果であったり、また、今回議論されている復興まちづくりについては、どのように入れるのか議論をいただきたいと思います。恐らく、これらの点については積極的に入れてよろしいかと思っています。技術的な検討を踏まえて、越流したところだけが壊れるのか、また、どのくらいの程度で壊れるのか。そういうものを踏まえて、より現実的なところもシミュレーションしながら、このようなハード対策の効果、また、トータルとしての減災の効果を議論していくべきだろうと考えてございます。以上です。

■磯部委員長：

どうもありがとうございました。この件について、よろしいでしょうか。

それでは、ほかの件についてどなたからでもご意見、ご質問を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

■今村委員：

よろしいでしょうか。遅れての参加でございます。申し訳ありません。

私のほうからは主に3点になるかなと思っております。1点は、今回の事前復興のフロー図、全体図をステップ1から3を作っていただきまして、大変に有意義であると考えてございます。

震災当時は東北地方では、残念ながらこのようなフローがなかったもので、復旧または復興の段階で、どこで遅れてるのか、どこが停滞しているのか。いわゆるボトルネックがチェックできずに、全体的に遅れてしまった状況があります。しかし、今回、全体のフローがわか

りますので、それから早く確認でき改善できるのではないのか、そこが非常に期待できるところでございます。

なお、おそらく被害の程度も非常に広域でございますので、さまざまな違いがあるかと思えます。その中で全体の今回のような長期的な計画がスムーズにいくとは限らず、むしろ、それぞれのスピード感、ペースで動くと思えます。そのときに、中間的な計画のチェックなどは入れ込む必要があるかと思えます。3.11の被災地では、それがほとんどできずに、現在まで来てしまったというところがあります。

もう1点は、直後、復旧・復興の段階で、ご存知かと思えますが、関連死の方が多くおられました。そこでやはり、仮設住宅であったり、いろいろな環境が整備できなかった。また、まちの復旧・復興のスケジュールがなかなかわからずに、期待が持てなかったというところがございます。それを防ぐためにも、やはり、きちんと事前に衣食住も含めたこういう計画で行うという説明が必要で、少しでも安心感をもつていただけコミュニティー形成にも役立つと思えます。

最後に、先週の水曜日に余震として、福島県沖地震が発生してしまいました。場所によっては3.11の震災、また、昨年2月よりも揺れが強く被害が大きくなっている場所がございます。これは、津波というよりも揺れでございます。そういう意味で、単なる復旧ではなく、きちんと災害に強いまちづくりの復興を目指さないと、実は次の災害への備えだけではなくて、その後の余震や関連地震等によってその復興のプロセスでもダメージを受けますし、非常に遅れてしまうということが、現実として我々、今、経験しているところでございます。以上、コメントをさせていただきました。

■磯部委員長：

どうもありがとうございました。ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。まとめていただいて、また、県からもご発言いただきたいと思えます。

■原委員：

すいません。本日は大学の規定で会場のほうに参加できず、大変恐縮です。

それで、私のほうからいくつかポイントと意見を申し上げたいと思えます。大変わかりやすい資料で、かつ、タイムラインに沿った整理をされて、これを活用される、あるいはこれから災害に強いまちを考える上でのヒントとなる情報が多数盛り込まれたというふうに考えております。

事務局の皆さんも、丁寧に整理をされて、わかりやすいものになってきたのではないかと思います。

その中で、私のほうからいくつかお願いというか、こういう視点も考えたほうがいいんじゃないかというところをお伝えしたいと思えます。

まず、ステップ1を進めるにあたって大事なのは、地域性を考えていただく。どんなこと

を考えたらいいか。あるいは、重視したらいいのかといったあたりを、わかりやすく整理することが大事ではないかと思えます。

それに加えて、3.11、あるいは過去の地震被害の教訓という意味では、行政の方に加えて、住民の方が、そのまちの将来像、あるいは災害が起こった後の実態、あるいは、その後のまちのあり方、そういったことを考えることが大事ではないかと思えます。

ですから、そういう意味では、ステップ2に移行するにあたって、広くいろいろな意見を聴取するようなそういう仕組みが必要ではないかと思いました。そういったことも書かれていますので、より一層そのあたりを重視されたらどうかと思いました。

それともう一つは、私もいろいろなことに関わる機会がありますが、計画を作るということは自治体の皆さんでされるんですが、計画の改定、あるいはブラッシュアップされるというのは、なかなか踏み込むのを躊躇するというか、一回作ってしまえばもうそれでおしまいになってしまうという例も多数あります。

ですから、マニュアル類を作るのを主眼とするのではなくて、作った後の効果が継続したり、あるいは実効性を伴うものであるようにするために、ブラッシュアップするような仕組みが大事ではないかと。ですから、この委員会が、ある程度指針を作られて、検討会が閉じた後もそれがしっかり見通せるような、中身を精査するような仕組みが必要ではないかと思いました。

そういう意味で、ステップ2でいろいろ市町村さんが検討会を検討されたり、そういったことに取り組みられると思いますが、人材も不足してますし、ノウハウもそれほど十分でないということもあろうかと思えますので、引き続き、県の方や、まちづくりに精通されている方のサポートなども必要ではないかと思いました。

最後に、3.11も含めた被災後の姿を考えますと、コミュニティの維持が重要であると。2004年の新潟県中越地震でかなり大きな被害を受けた、山古志村を含めた山間地が被災したところがありますが、住民の方が率先して、仮設住宅のあり方やなりわいの継続を考えていたと記憶しています。

そういう意味では、いわゆる成功事例も東日本大震災に限らず、過去の震災事例を見て、なりわいや、コミュニティを継続するためには、どんなことがポイントなのかということ、引き続き整理されるのがよろしいかと思えます。

今、こういった形でいろいろな指針ができたからこそ、引き続きそういったことにも尽力されたらどうかと思いました。以上、簡単ですがコメントと意見を申し上げました。

■磯部委員長：

どうもありがとうございました。それでは、内藤先生、お願いします。

■内藤委員：

レポートは、ほんとによく積み上げられて作られていると思いました。今村先生もおっし

やいましたけど、3.11のときに、三陸、岩手、宮城でこういうものが事前にあったとしたら、また随分様相が変わったんじゃないかという気がします。その意味では大変高く評価します。

いくつかご質問と意見を合わせて申し上げたいと思います。

まず、この間、リモートで申し上げた、基幹施設の非常用電源の72時間の問題というのを、やっぱり、意識して書いておいたほうがいいと思います。中圧ガス併用で大丈夫です、というところが大半だけど、それだって当てにならない。3日間で復旧するという事は、かなり楽観的な見通しなので、特に基幹施設や病院などの非常用電源について、是非とも再チェックと検証をしておくべきで、そのためにも文言を付け加えておいた方がいいと思いました。

それから、この全体のフローの中で、例えば激甚災害を内閣府が発した後のフローで、自衛隊の話がほとんど出てきてないんですけど、それはむしろ書けないのかな。

ちなみに三陸に通ってますけど、三陸の住民は、我々学識にはほとんど感謝していませんけど、いまだに自衛隊には感謝してるんですね。遺体捜索ですね。冷たい中、川に入って最後まで遺品と遺体を捜索していたのは自衛隊の方たちです。そういう話が混ざらないかどうか。そうすると、例えばどこに駐屯するんだみたいな話とか、その系統のフローがありますよね。

あと、歯科医師会が非常に大きい役割をします。遺体確認です。遠野の市長のメモに、歯科医師がいつ、何人到着みたいなことを書いてあるんですね。ですから、いざとなったときに、歯科医師会の協力が大事になるので、それもどこかに書いておいたほうがいいと思いました。

いくつもあるんですけど、最後に仮設の話が随分出ました。仮設住宅について、何が起きるかっていうと、被災者の方達は、1日でも早く、と要望する。そうすると、国交省がいきなり7万棟用意しろ、というようなことを言うわけです。各プレハブメーカーが一斉に部材調達に走るわけです。そうすると、部材が急騰して、確か、僕の記憶では、いわゆるプレハブ仮設が一棟520万円とか、要するに坪単価で言うと、すごく高いんですよ。一方、後方支援の基地になっていた遠野市の仮設住宅があつて、これは、東大の大月敏雄先生と、一緒にプレハブを研究していた地元の工務店と組んでやった。これが大体半分くらいのコストでできていて、なおかつものすごくいいんです。そのまま公営住宅として使ってもいいんじゃないかというような、そういうものが事例としてあります。遠野の仮設住宅をぜひ一度お調べになるといいと思います。うまいこと作ってあつて、基礎は木杭で一応できてるんですけど、下のところはちゃんとコンクリートの基礎を打てるようになっていて、やろうと思ったらそのまま使えるようにもつくってあります。よく考えられています。ぜひ、これは検討されたいと思います。

すいません。最後にもう一つ、田中委員がいらっしゃるので一言。今日見せていただいたプロセスの中に、区画整理はどういうふうに混ざるのかなというのがとても気になって

います。区画整理事業というと、該当する全ての土地の権利をたどらなきゃいけないので、それでもすごい手間がかかって、膨大な体力と時間を費やすことになります。それでも、派遣職員の方などはノイローゼになる人がたくさん出てきたくらいです。

だから、このプロセスの中に区画整理がどういうふうに混ざるのかというのをやっておかないと、全然、こんなフローでは終わらないということになると思います。むしろ、これは伺いたい話です。以上です。

■磯部委員長：

いかがでしょうか。

■田中委員：

地籍調査が進んでいけば、所有者などがわかる。要は、従前権利がわからないと、置き換える前提のリストがつかれない。資産置き換えの基がつかれない。区画整理事業は、何でも平等にやるというのが基本ですから従前権利が分からないとなかなか進めることが出来ない。さらに言うと、区画整理事業は公共施設を整備するための事業手法なので、生活再建を最優先にする事業手法とは全く違います。なので、私は区画整理事業をここにドンと突っ込むよりは、震災特例事業みたいなものをきちんと立てて、権利の置き換えはとにかく後でやりましょうというように考えないといけないと思います。一年二年で区画整理事業は、絶対終わらないので。

それともう一つは、区画整理事業もそうですけれど、事前に自分の行く場所。私、ここで生活再建するんだよねという、この計画づくりの中に自分の行き場所をイメージングしといていただけると、事業はスムーズに進むのではないかな。

特に自分が今持っている権利がこれぐらいあって、将来、こういう計画ができたときに、高台だったらどのくらいの宅地価格になっていて……とか。そういうことがイメージングとしてある程度わかっているならば、皆さんで、例えば平時にご近所同士でご相談されて、「私、あそこに行きたいけど、どうする？」とかっていう、そういう話が事前にあると、だいぶ合意形成が変わってきます。

区画整理事業は、最終的には強制的に権利を置き換えることができる手法ではあるのですが、そんなことはめったとできませんので、やはり、合意形成が大事ということでございます。事前の合意形成の中に、自分の行き先、自分のなりわいを、次こうするんだというのがあるんですよということを、事前計画のワークショップなどをやるときに、何のためにやるんですかという、自分の生活の再建のためにご参加いただきたいというようなことを、案内として流していただけると、自分事として参加しやすいのではないかな。

特に被災後は被災が起こっちゃっているんで、ワークショップなどをやりますけど、起こっていない、事前復興計画づくりに参加してくださいって言われても、大体なかなか、ねえ、あんまり、積極的に参加できない。まあまあ、会長だから行くかぐらいの話になっ

てしまうので、ぜひ、そのような、自分事だよということを言っていただくのがいいと思います。

それからもう一度、もとに戻りますけど、権利の置き換えの事業手法について言うと、緊急時には全く役に立たないので、ちゃんとした事業手法を確立するように、国のほうにもご要望されたほうがいいのではないかと思います。

■内藤委員：

もともと関東大震災の後も、戦災復興も、区画整理事業で復興をやったわけですね。だけど、基本的には人口密集地なので、都市部では事業として成立するんだけど、本来、過疎地みたいなところに区画整理事業というのはほとんど成り立たないというか、やっちゃいけない事業だと思うんですね。

だけど、三陸のほとんどのまちは、区画整理事業と高台移転と防潮堤、この三種の神器の組み合わせで全部できていますが、それがうまくいったかどうか。時間がかかったのは、区画整理事業の権利の確認みたいなものが、ものすごい手間がかかったので、まちづくりどころじゃなく、権利調整で疲れ果ててそれぞれのまちができちゃったという経緯がありますので、ちょっと申し上げておきます。

■磯部委員長：

どうもありがとうございました。地籍調査については、第1回の資料にも出ていたかと思えます。非常に大変なことになるんだと思います。

ほかにいかがでしょうか。ほかの論点について。

■田中委員：

引き続いてなんですけども、体制づくりのところで、事前に一つ考えといていただければと思うことがあります。私、生まれてこのかた、あんまり電力がひっ迫するなどということは考えたことなかったんですけど、東京では今、電力が足りないとかって言って、大変なことになっているんです。というのも、原子力が停まっているというのと、火力が2基停まっている（状態で3/16に発生した東北地方の地震の影響で発電所が被災し、電力需給がひっ迫した）、そういうことがあるんですけども、情報と電力のインフラをどの程度のレベルでセットして、復興計画を作るかというのを、事前に調整をされておかないと。皆さんがそれぞれ、こういうことをやりたい、ああいうことをやりたいとなっても、いやいや、そんな供給量はありませんか、どこにどうやって供給するんですか、そういうことになりかねないので、ぜひ、そのへんの調整を事前におやりになられたいほうがいいかなと思います。

特に電力がこんなになくなるような国だとは思ってもみなかったので、全く概念を変えて心の準備を。特に四国電力さん、そこまで（電力供給能力が）強くないので、よそから借

りてくるのも含めて、九州、中国、あるいは関西電力から融通してもらうようなことを、復旧時には考えなきゃならないとか、そういうのもあると思いますので、お考えになられたほうがいいと思います。以上です。

■磯部委員長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

■松本委員：

この指針は、非常に参考になるし、よくできてると思うんですけど、私が一番気になるのは、これをどういうふうにするかというところなんです。特に今、私がすごく意識しているのは、震災前過疎のことなんです。震災前過疎のことで、浸水想定がすごく厳しかったまちにとっては、震災、何も起こってない状況の中で、人が減っていくという要素になってきておるわけです。

そういう中で、じゃあ、将来どういうふうなまちづくりをしていくかということを示していかなければならないわけですけど、この指針の中で最後の端に出てくる、住宅等の事前移転のところが私は一番気になっております。やはり今、浸水想定がすごく厳しいところについては、土地も動かないし、家も建ってません。そして、アパート、マンションも事業者が建ててないという状況の中で、若い人、今から子育てをして、3,000~4,000万円のローンを組んで家を建てようとする人が、建てる場所、住宅地がないと、やはり、隣の町や安全なところを求めていくという現実があるんですね。

そういうことを考えたときに、事前に安全な住宅地の造成なり、確保する方法を考えていかなければならないと思っています。

そういうときに、最後のページで、住宅地の事前移転のところ、ステップ3の最後で、事前の計画策定に取り組む中で、被災がない高台に移転したいとの地域住民の気運が高まり、適地の確保も可能な場合など、条件が整えば、事前移転について検討を進めるとい、非常に悠長な考え方では、少し物足りなくてですね。これ、修正する意見ではなくて、修正するための意見ではないです。

例えば、今の国の制度で最も有利だと言われる防災集団移転促進事業。私、これはおそらく使えないと思っています。それよりも民間活力を使う民間デベロッパーの支援、インセンティブを高めるような制度を国に要望するほうがいいと思っています。

それで、その組み立て方、あるいは税法の少し改正になったり、あるいは、住宅金融支援機構のリバース60のような制度の組み合わせであったり。あるいは、土地の長期貸し出しの、公有地の貸し出しであったり、さまざまな組み立てが必要かと思うんですけど、そういう新たな制度の設立を、先ほどおっしゃったように、政策提言の件はやられておりますので、ぜひ、そういう要望書として、この事前復興の考え方に入れていただきたいと思っています。以上です。

■磯部委員長：

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。そのほか。今までいただいた意見の中でも、住民の方の意向を調べるということがありました。これ、まずは、もし、大津波が来てしまって被災したら、どう復興するかというのは現実問題あるわけですが、それでは復興が遅くなるので、事前にできることはすべてやっておきましょうというのが事前復興。できる範囲でやってみようというのが事前復興で、そのときに、事前であるがゆえに、住民の方の意見を聴取しても、ある程度客観的に冷静にどうあるべきかが、住民の方々も考えられる面があると思います。

本当に被災してしまうと、明日どうするかということが、まず目の前に出てきますので、それはまた、ちょっと視点が違ってくる。やはり、両方が必要なわけで、事前に住民の方の意向などを聴取した上で、ステップ1の計画なども立てて、住民の方が何を望んでいるかということ踏まえながら、このステップ1も進めていく必要があるのではないかと思います。

それで、進めていったときに、いくつか委員からもご意見をいただきましたけど、これは項目として入れたらいいのではないかとということで、まず、復興するときの情報伝達をどうするかについても、これ、指針なので、県が作る指針としての情報伝達のあり方。3.11のときは、壁新聞みたいなものを作って、情報伝達したところもありますので、それがうまくインターネットなどがつながっていて、そういうもので伝達できればいいし。そういうことも一つ考えておくべきではないかと思います。

また、高知県を考えると、特に今、委員として来てくださっている市町首長の方々のところは、事前に庁舎を新しくする。特に高台移転などをされているので、事前復興の核ができていくという意味では、断然有利だと思います。全くなく、三陸は突然襲われたに近いわけで、それからすると、核ができてますから、その核をうまく利用して、そこから例えば高齢者の方々の介護施設、乳幼児の保育所、非常に重要な施設をだんだんそこに集めてくるということもあるでしょうし、また、住宅地を開発するとしても、まずはその核を利用しながら考えていくということもあるので、ぜひ。今の例にはこだわりませんが、お作りになった核を十二分に利用して、復興していくという視点が、三陸とはちょっと違う視点、有利な視点が入ってきていると思います。

そういうことを含めて、ここでは指針を作り、指針に基づいて事前復興のまちづくりの計画ができるようにしてやるし、また、それを準備できるところまで準備した上で、いざ、本当に津波に襲われる、被害が出ることがあったら、それに対応していく。

一つ案ができると、実際に起こるものは、全くそれと同じことは起きないわけですけど、でも、一つ作っておけば、その応用として、全く違うスピード、全く違う質で議論できますから、そこはぜひ、事前復興をということで県もやられてるというふうに理解しています。

そのへんも配慮しながら、この委員会として指針に対して議論を、もう少しまだ時間がありますので、ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

■池田委員：

中土佐町の池田と申します。今回の資料でも、中土佐町の映像もだいぶ使っていて、ありがたく思います。

先ほど黒潮町長も言われましたけども、我々首長、ほんとに一番沿岸地区がある自治体の首長には大きな問題であります。極端に言うと、命をすり減らすぐらいのいろいろなジレンマに陥って、これまでやってまいりました。

私、東日本大震災の直後……。ちょうど3月11日が当時、中土佐町の議会の開会日でありまして、開会を終わったあと、ちょっと休憩時間にテレビ、すぐにつけて、現場の映像が映って。気仙沼というのは、中土佐町の、土佐の一本釣りのカツオの町なんですけど、黒潮町も漁獲高は多いんですけども、600年ぐらい続いておる、本当に、魚との知恵比べでずっとやってまいりました。うちのその大型カツオ船の基地が、母港が、気仙沼なんです。私、議会が終わってすぐに日程調整をしまして、4月5日に気仙沼を中心に、北は大槌、南は関上のほうもずっと行ったわけでありまして。

消防の指令車で、赤色灯を点灯しながら、往復3,200キロを走破しました。それで、本当にこれは、うちの町は大変なことに陥るということで、一刻も早く公共施設の高台移転に取り組んだわけでありまして。

その中で、今も仮設住宅の話がありましたけど、遠野市さんの隣に住田町という林業の町があつて、カリスマ的な多田さんという町長がその当時おいでて、製材所を持っておるんです。ガンガン仮設住宅をつくって、回していったということもありましてね。住田町の多田さんとも懇意にしておりましたので、いろいろな意見交換も行わせていただきました。

いろいろな知見を集める中で、高台（移転）ということになりまして、この44ページをご覧いただいたら、左下にまちの新しい高台移転ができたと書いておりますけれども、国道が写真の、これ、北が上になってますけど、東西に通っております。

それから、消防組合中土佐分署とあって、消防の消という字から右下に道があります。これ、県道で、ちょうど国道と県道の交差点付近に高台移転をいたしました。

小学校はもともと地盤高が30メートルありまして、中学校が22メートルというところに、新たに消防は、高台を人工地盤。盛土をして、杭打ちをして、委員に原先生がおいでますけど、原先生のご指導も随分いただきながら、高台をつくる敷地の造成を行ったわけでありまして。

そして、左手の中土佐町役場、新庁舎とありますが、これは国道面からずっと高く上げていって、執務室は4フロアなんですけど、商業ビルの7階建ての高さがあります。下にちょっと階段が見えておりますけど、階段の奥まで、階段の上までは浸水エリアになります。浸水エリアになりまして、執務室は浸水区域外に逃がしました。そして、左手にちょっと建物が

見えますけれども、こちらは立体駐車場で、4フロアなんです、屋上も駐車してますので、5階、5つのフロアで構成されています。

こういったことで、すべてを集結して、また、すぐ近くに高速道路の中土佐インターチェンジがございますので、まず、道路啓開が一番先にできる場所。そして、人々の暮らしから遠ざからないところということで、こういったものをつくりました。

先ほど、磯部委員長がおっしゃったように、まず、指揮命令系統をしっかりとするという意味で、消防も一緒にありますし、また、住民の皆さんが被災後、避難される小中学校のアリーナですね。それと保育所。こういったところがあるわけでございます。まずは助かった命、72時間の命を守っていくということで、これをつくっております。

それから、最初のページに本町の住宅地があります。手前に8棟、これ全部、戸建ての住宅ですが、90平米で3LDKプラスのウォークインクローゼットを設けております。結構立派な施設なんです。見た以上に、構造材はすべてヒノキでつくっておりますし、チープな外材ではないです。

それから、空き地がありますけれども、こちらに10区画、分譲地として分譲開始しましたが、まだ埋まるには至っておりません。結局、私どものまちで今、松本町長が言われたように、「浸水するぜ」ということがあって、なかなか引越してくれない、若者が定住してくれないという大きな問題がございます。なんとか、ここはかろうじて浸水エリアから逃れるんですが、やっぱりイメージですね。うちのまちが浸水するというイメージ。もう6,000ちよつとのまちでありますので、そこが非常に厳しい。

ですから、子育てをしていく中で、保育所、小学校、中学校、全部高台にありますので、これは安全なんです。それとまた、デイサービスセンター、小機能多機能型の介護事業所。これも、この4月に高台移転をします。社会的弱者と言われる子どもさん、障がい者、高齢者の方は、安全な場所で過ごせるのですけれども、やはり、まちのイメージは浸水エリアにあるという、ほぼほぼのところがあります。

もう一つ、産業がなかなかなくて、高知市内に通勤される方もたくさんおいでます。これからまちを守っていくために、どうやって過疎を、あるいは少子化を止めるのかというのが、最大の課題であります。

そこで、ちょっと長くなって申し訳ないですが、本町はいわゆるアフターコロナを見据えて、まちづくり、防災のまちづくりをアピールしたいということで、防災テーマパーク中土佐町というキャッチフレーズを打ち出しました。そこで先月、防災まちづくり大賞をいただきました。

最後に、日本建築業連合会がBCS賞という、先生もおいでますけど、俗に建築業界のアカデミー賞と言われるような賞で、これを何とかとりたいと。これをとったら、いろいろ視察にも来ていただけるのではないかと。

この防災で商売をしたいと思ってます。日ごろから住民の皆さんが生活していく中で、常にとっている行動が防災訓練に役立つ。そして、日本各地から視察団も来ていただいて、そ

ここで自分たちの住んでるところ、結構いけるじゃないかと、皆さんに希望を持っていただいて、防災に対する取り組みを、町民をあげてやっていこうということで頑張っております。黒潮町さんだけではなく、中土佐町も最近、遅ればせながら始まったということで、また、こういうことを、あんな小さなまちでもできるんだということを全国に発信しながら、「正しく恐れる」を頑張りたいと思います。またご指導をよろしくお願いします。

■磯部委員長：

ありがとうございました。こういう事前復興計画を立てることによって、津波浸水の危険性はあるかもしれないけど、その後にまた、いいまちづくりが待ってるんだということをアピールするのも、一つのプラスの面が出てくるんだと思います。

委員の中で宿毛市長の中平委員、いかがでしょうか。何かご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

■中平委員：

ありがとうございます。今日は議会の最終日ということで、すいません、そちらにお伺いすることが叶わないのです。

先ほど来、各町長さん、市長さんからお話もありましたが、宿毛市もまち自体が宿毛湾に関係した商売をされている方も多い関係もあって、津波浸水エリアの中に人口の約6割ぐらいの方々がお住みをなさっている、生活をされています。

災害の後の復興も、当然、事前復興の中で大切なんですけど、先ほど来、話があるように、もう既に津波浸水エリアということで、網掛けされた場所への投資があまり行われてない。民間も、それから企業さん、個人、企業、どちらもです。そういった中で、今回の事前復興計画の中で、災害が起きても、その後、どのようなまちづくりで、どのような時間軸で復興がなされていくのか。そういうことを示すことによって、災害が来るまでにそこに投資が生まれるのではないかと考えています。

そういった意味でも、災害が来るまでまちがもたない可能性もありますので、しっかりと事前復興計画に則って、この宿毛市というのはこうなるんだよというのを、市に関係するいろいろな方々にお示しができたらと考えています。どうかよろしく願いいたします。

■磯部委員長：

どうもありがとうございました。

それでは、議題1、2に関してよろしいでしょうか。

そしたら、続きまして議題3に移らせていただきます。高知県事前復興まちづくり計画策定指針（案）について、事務局からご説明をお願いします。

■事務局説明：(2:00:04~2:03:09)

事務局の小松です。それでは、お手元に資料4をご準備いただけますでしょうか。

指針につきましては、これまで2回の検討会で議論いただきました。内容や事務局からお示した資料を基に作成をしております。また、今日お示しました資料3の内容についても、あらかじめ盛り込んでおります。

まず、前回の検討会で原委員から、防潮堤を整備しなかった事例で、どのような合意形成に至ったのかということで、コラム的に記載してはどうかということなんですけれども、それにつきましては25ページをお開きください。

25ページに、岩手県釜石市の花露辺地区で行われております、防潮堤を整備する道路盛土や高台で整備した事例もございますので、そちらを記載しているところがございます。

次に、岡崎委員から、防災集団移転について一戸でも認めてほしいという要望があったが、なかなかメニューがなかったということでご意見をいただいた件につきましては、41ページをご覧ください。

こちらにつきましては、岩手県大船渡市で行われております差込型、大船渡方式と市役所の方がおっしゃってたんですけども、高台の地域内、既存のある地域内で空き区画などを探して、地元の方が中心となって用地交渉を行ったという、差込型の防災集団移転を行った事例がございました。そちらのほうを記載してございます。

それでは今後の流れです。先頭ページ、表紙に書いてありますとおり、今回の本指針につきましては、今日の検討会で議論いただいたご意見等も踏まえて修正の上、年度内に指針として県の南トラ課のホームページで、まずは公開させていただきたいと考えております。

なお、市町村等にお配りする冊子につきましては、来年度に印刷、製本、冊子にいたしまして、お配りできるようにするというのと、あらためてまた公表していく予定になっております。以上です。

■磯部委員長：

ありがとうございました。まとめたところで公表していくということですが、手続き等について何か特段のご意見がございますか。

■岡崎委員：

高知市の場合は、今、人口が大体33万人ぐらいで、市域も一定、広さがありますので、この指針を基にして高知市としての事前復興計画に落とし込んでいく場合に、地域からのご意見をどういうふうに吸い上げていくかというのが重要になると思います。

そういう意味で、多分、流れとしては、資料4の129ページから130ページぐらいに、ワークショップを含めた一つの形式、131ページもそうですね。こういう流れが出ておまして、私が知っている範囲では、下知地区にあります二葉町というまちが、非常に熱心に何年も前からワークショップでやっております。その下知地区の二葉町周辺。今、県はその近く

の若松町あたりで、浸水対策としての堤防工事を、ほぼ完了間際ではないかと思うんですが、やってくれています。水門とか、やっぱりどこかから入ってくる可能性はあるので、もし浸水したときには、ここに行こうというのを決めていて、二葉町は仁淀川町と交流をずっと続けていまして、一時的に避難をするときは、全然知らないところに行っても顔がわからないということで、結構何年も前から仁淀川町と夏休みなどに交流しています。そういうのが一つのいいモデル地区になるだろうと思っています。

そういうものも参考にして、多分、市町村が計画をつくるときに、地区ごとに特性や特徴があるので、いくつか作らないといけないのかなと思っていますが、そういうところも参考にしながら、130 ページ前後にあるような地域での落とし込みの仕方を考えていかないかと思っています。

■磯部委員長：

ありがとうございました。そのほか、ございますでしょうか。

■内藤委員：

先ほどから住民の話が出てましたけど、岩手県で私、これに類するものの要約版の非常に薄いものをつくったんですね。つまり、一般の人は専門的な資料であるこの本編は読みません。一般の町内会の人とか、そういう人たちが街づくりをどうしたらいいんだって、となった時に、普通の人にもわかりやすい、まちづくりに貢献するような概略版を作っておいた方がいいと思います。バックデータはもちろん、これで結構なんですけど、そういうものをつくることをお勧めします。

■磯部委員長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろなご意見をいただきました。特にここで抜けていたのは、電気や資材が不足するという、要するに供給が普段どおり行われているのかどうかというご意見もあったかと思いますが、また、実際に指針に従って計画を立てると、法律の体系、法律のどんなものが使えるのかとか、そういうものも指針としてわかるようにしておく、便利かもしれないというような、そういう印象を持ちました。

いずれにしても、事前に復興を進めることで、不幸にも津波災害が起こったときに、いち早く復興ができるようにということでもあります。また、それを考える上で、どんな法整備をしなければいけないのか。どんな合意形成をしておかなければいけないのか。そういうものを振り返ってまた進めていくことができるんだろうと思います。ぜひ、そこを期待したいと思います。みんなで力を合わせてやっていかなければいけないことだと思います。

それでは、議事3まで済みましたので、これまで高知県事前復興まちづくり計画策定指針についてご議論いただきました。誠にありがとうございました。今後は、本日もいただいた意

見をもとに、高知県事前復興まちづくり計画策定指針を、先ほどから議論がありましたように、取りまとめをさせていただきたいと思います。そのように進めてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは議事を終了いたしましたので、司会進行を事務局にお返しいたします。皆さん、ご協力ありがとうございました。

■事務局：

磯部委員長、ありがとうございました。委員の皆様、活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、閉会にあたりまして、危機管理部長の浦田よりご挨拶申し上げます。

■浦田危機管理部長：

どうも本当にありがとうございました。危機管理部長の浦田でございます。検討会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。磯部委員長をはじめ、委員の皆様には昨年2月からそれぞれのお立場、また、ご経験から、東日本大震災の教訓も踏まえました貴重なご意見をいただき、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

南海トラフ地震が発生いたしますと、津波などによる甚大な被害が出まして、私どものところ、また、多くの皆様が住む場所、ここにおいて働く場所、また、住む場所が失われることが想定されております。

被災された方々が早期に生活を再建され、慣れ親しんだ地域に住み続けることができるよう、地区ごとのまちづくり計画を事前に住民の皆様と一緒に作り上げていくこと、そこを丁寧にやっていくこと。これは本当に大事だろうと考えております。

これまでの検討会における委員の皆様のご支援によりまして、これから沿岸の市町村の復興に向けて取り組む上で参考となります地域の特性をとらえました実効性のある指針として取りまとめができる、できそうだと思っております。あらためて御礼を申し上げます。

また、来年度以降、この指針を基に市町村の皆様と勉強会を重ねまして、事前に計画を作ることの必要性でありますとか、具体的な取り組みについて理解を深めまして、それぞれの地域で事前復興まちづくり計画の策定を見届けていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後も計画の検討を進める中で、専門的な内容、ご相談させていただきたいことなど多々あろうかと思っております。その際には、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますけれども、委員の皆様のお力添えのもとで、沿岸市町村の皆様が住み続けられるまちづくりが広がっていくことを祈念いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

退職いたしますけど、いろいろ言われました政策提言など、そういったことは責任を持って続けていけるようにやっていますので、よろしく願いいたします。

■磯部委員長：

はい。お世話になりました。ありがとうございました。

■事務局：

これをもちまして、検討会を終了させていただきます。長きにわたり、皆様、ありがとうございました。

最後に1点、市町村の皆様をお願いを申し上げます。先ほどの部長の挨拶でもありましたけれども、来年度はこの指針につきまして、沿岸市町村の皆様と勉強会を開催してまいります。県といたしましては、今後3年間で沿岸19市町村の皆様には計画の策定に着手していただくことを目標にしております。そのために、県といたしましても精一杯お手伝いをさせていただきたいと考えております。今後とも、何卒よろしく願いいたします。